

第1章 男女共同参画さっぽろプランについて

男女共同参画社会とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」とされています。

「男女共同参画」は、「女性」のためのものでしょうか。「男性」のためのものでしょうか。男女共同参画が実現された社会においては、性別にかかわらず、「誰もが」自分らしく、様々な活動に参加し、豊かな人生を送っています。

そうした社会の実現に向けて、札幌市は、このプランに基づき取組を続けていきます。

1 基本的な考え方

(1) 男女共同参画社会の実現に向けて

札幌市では、昭和59年(1984年)3月に「札幌市女性のための計画(第1次女性計画)」を策定し、女性の自立と地位向上及び女性の福祉の増進等を図るため、必要な施策や条件整備を進めてきました。

さらに、平成6年(1994年)3月には、家庭や職場、地域社会など、あらゆる場において男女が互いの人権を尊重し、能力と個性を認め合う男女共同参画社会の形成を目指すため、「男女の共同参画型社会を目指すさっぽろ計画(第2次女性計画)」を策定しました。

一方、国においては、平成11年(1999年)6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、さらに、その実施計画である「男女共同参画基本計画」を平成12年(2000年)12月に策定しました。

札幌市では、男女共同参画社会の実現を緊要な課題と捉え、国の動きとも連動して、平成15年(2003年)1月に「札幌市男女共同参画推進条例」を施行し、同条例第8条に規定する「札幌市男女共同参画計画」として、国内外の動きや新たな課題に対応するための「男女共同参画さっぽろプラン(計画期間:平成15~24年度)」を策定し、取組を進めてきました。

その後、少子・高齢化を始めとした社会経済情勢など様々な変化に対応するため改訂を重ね、この度、「第4次男女共同参画さっぽろプラン(計画期間:平成30~令和4年度)」の計画期間が終了することから、「第5次男女共同参画さっぽろプラン(計画期間:令和5~9年度)」を策定しました。

札幌市では、このプランに掲げた方針・方向性にのっとり、市民が、性別に関わりなく、互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、誰もがその利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現を目指し、札幌市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

(2) 位置付け

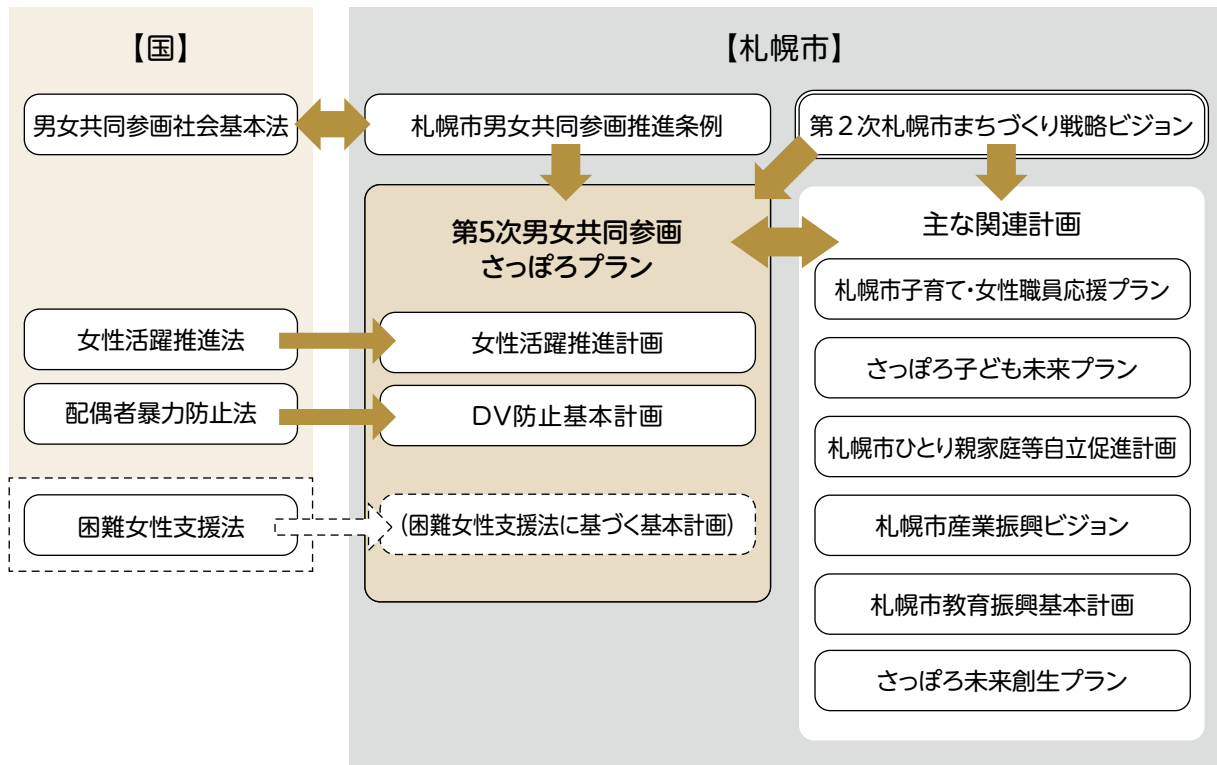
このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び札幌市男女共同参画推進条例第8条に基づく基本的な計画として策定します。

このプランでは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に定める市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」に定める市町村基本計画を包含しています。

また、札幌市のまちづくりの基本的な指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画に位置付けられるとともに、「さっぽろ子ども未来プラン」や「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を始め、関わりのある各分野の個別計画とも連携して推進していきます。

さらに、生活困窮やDV(ドメスティック・バイオレンス)、性暴力被害、家庭関係破綻など女性をめぐる問題が多様化、複雑化してきた中で、国においては女性への支援の在り方について検討されていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、こうした問題がより浮き彫りになりました。これらを背景として、令和4年(2022年)5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が成立し、女性が日常生活や社会生活を営むに当たり、女性であることにより直面する課題への支援が法制化されました。法律の施行は令和6年(2024年)4月となっていますが、法律で策定を求められている「市町村基本計画」として、今後このプランで位置付けることを見込み、体系的かつ効果的な施策の展開について庁内一体となって検討していきます。

<全体の位置付け図>



(3) 計画期間

令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とします。

2 女性活躍・男女共同参画を取り巻く状況

(1) 札幌市の現状

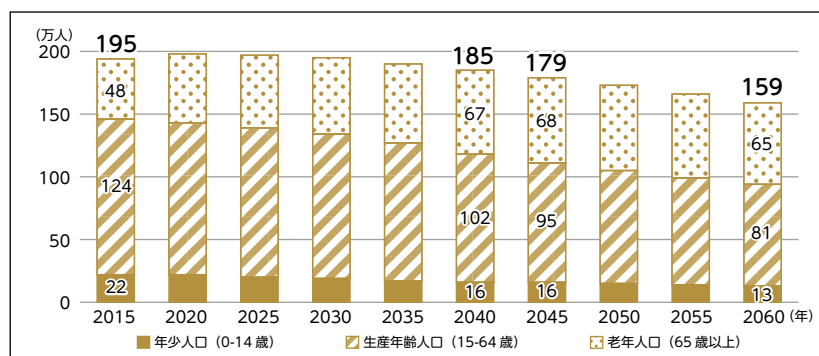
札幌市では、平成15年(2003年)の「男女共同参画さっぽろプラン」の策定から20年が経過しましたが、札幌市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」などの結果を見ると、男女共同参画社会の実現は、現在も非常に困難な状況にあります。この現実を打破するためにも、市民、企業、行政が課題を共有した上で、今後より一層の危機感を持って共に取り組んでいく必要があります。

また、人口構成、世帯構成の変化や、新型コロナウイルス感染症といういまだ経験したことがない未曾有の危機など、目まぐるしく変化する社会情勢の中において、男女共同参画を推進していくことは、地域社会の担い手や労働力の確保につながり、一人一人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会の実現に資することになります。

人口の減少社会の到来

札幌市の人口は、平成21年(2009年)以降、出生数を死亡数が上回る自然減少となつていますが、自然減少を補う形で、道内を中心とした市外からの転入超過(社会増加)が続いたことにより、令和4年(2022年)現在、約197万人に達しています。しかしながら、これまで増加の一途をたどってきた人口も減少局面を迎えつつあり、令和22年(2040年)の推計値は185万人となるなど、今後は、減少に転じることが予測されています。これは、少子化の影響はもとより、20代の若年層の道外への転出超過が続いていることも一つの要因であると考えられます。2040年代には生産年齢人口が100万人を割り、総人口に占める割合の低下も予想され、今後札幌市は、労働力不足や市内総生産の伸び悩みなど経験したことがない問題に直面することになります。

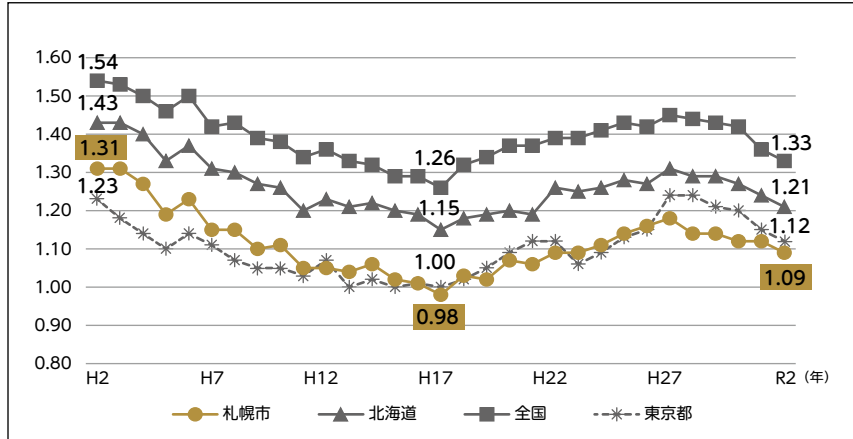
一方、65歳以上の高齢者人口は増加の一途をたどり、令和27年(2045年)にはピークを迎え、総人口の約4割となる68万人に達することが見込まれます。【図A】



図A「札幌市の人口の将来見通し
(各年10月1日現在)」
(出典:総務省「国勢調査」、札幌市
作成)

注:2015年の総数には年齢「不詳」を含む。
四捨五入により合計が一致しない場合もある。

また、札幌市の令和2年(2020年)の合計特殊出生率は1.09で、これは都道府県で最も低い東京都の1.12を0.03ポイント下回っており、札幌市の合計特殊出生率がいかに低い状況にあるかがわかります。【図B】

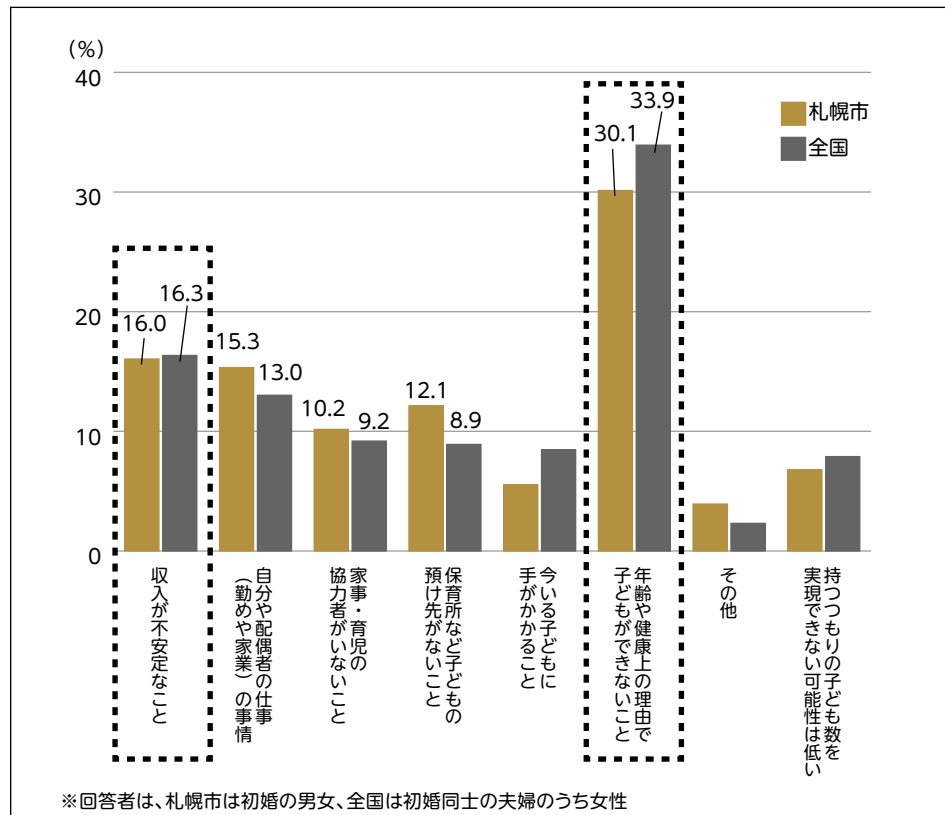


図B「札幌市・北海道・全国・東京都の合計特殊出生率」
(出典:厚生労働省「人口動態統計」)

希望する子どもの数を持つことができない理由として、「年齢や健康上の理由」や「収入が不安定なこと」が挙げられており、年齢が上がるにつれて出産に伴うリスクが上昇することや不妊に対する不安、そして経済的な面への不安が影響しているものと考えられます。

また、「自分や配偶者の仕事の事情」「子どもの預け先がないこと」及び「家事・育児の協力者がいないこと」を理由に挙げる人も一定割合存在し、育児と仕事の両立に不安を感じていることがわかります。

【図C】



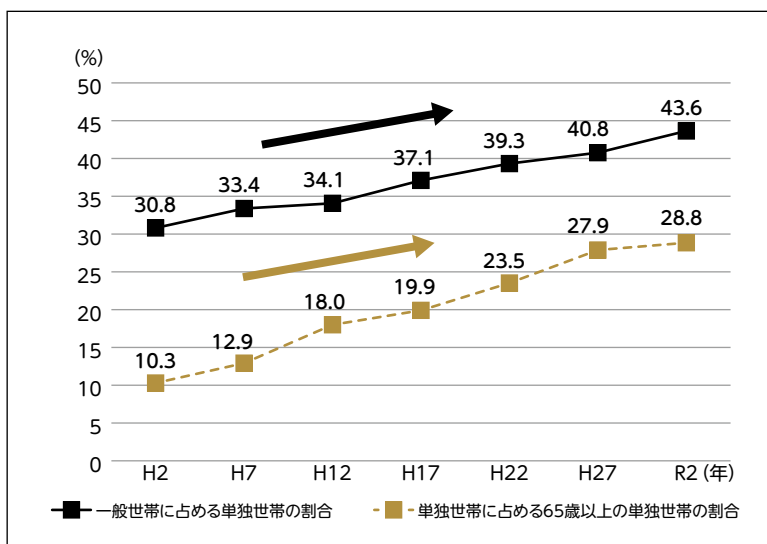
図C「札幌市及び全国の持つつもりの子どもの数が持てない場合の理由別割合」
(複数回答、不詳含まない。)

【出典】札幌市:札幌市まちづくり政策局「2018次期未来創生プラン策定のための調査・分析」
全国:厚生労働省「2015出生動向基本調査」

世帯構成の大きな変化と若年層の転出

札幌市においては、進学や就職を契機とした道内からの若年層の転入等による単独世帯の増加や、女性就業者の増加などを背景として共働き世帯が増加するなど世帯構成にも大きな変化が生じています。

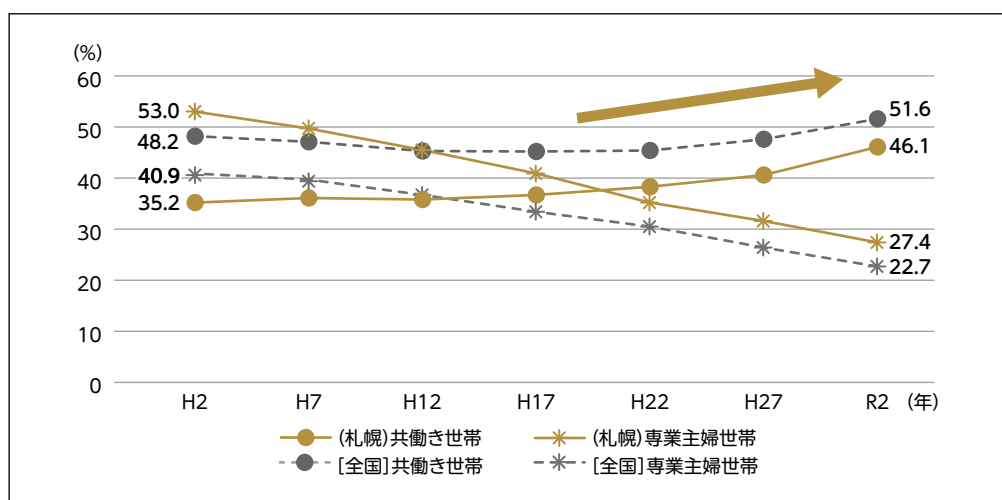
一般世帯に占める単独世帯の割合は、平成2年(1990年)には、30.8%でしたが、30年後の令和2年(2020年)には一般世帯の4割超の43.6%を構成するまでになっており、その割合は、全国平均の38.1%を上回るペースで推移しています。加えて、単独世帯の中に占める65歳以上の単独世帯の割合は、平成2年(1990年)には、10.3%でしたが、30年後の令和2年(2020年)には、28.8%と約3倍の割合に増加しています。



図D「札幌市の単独世帯の推移」(出典:総務省「国勢調査」)

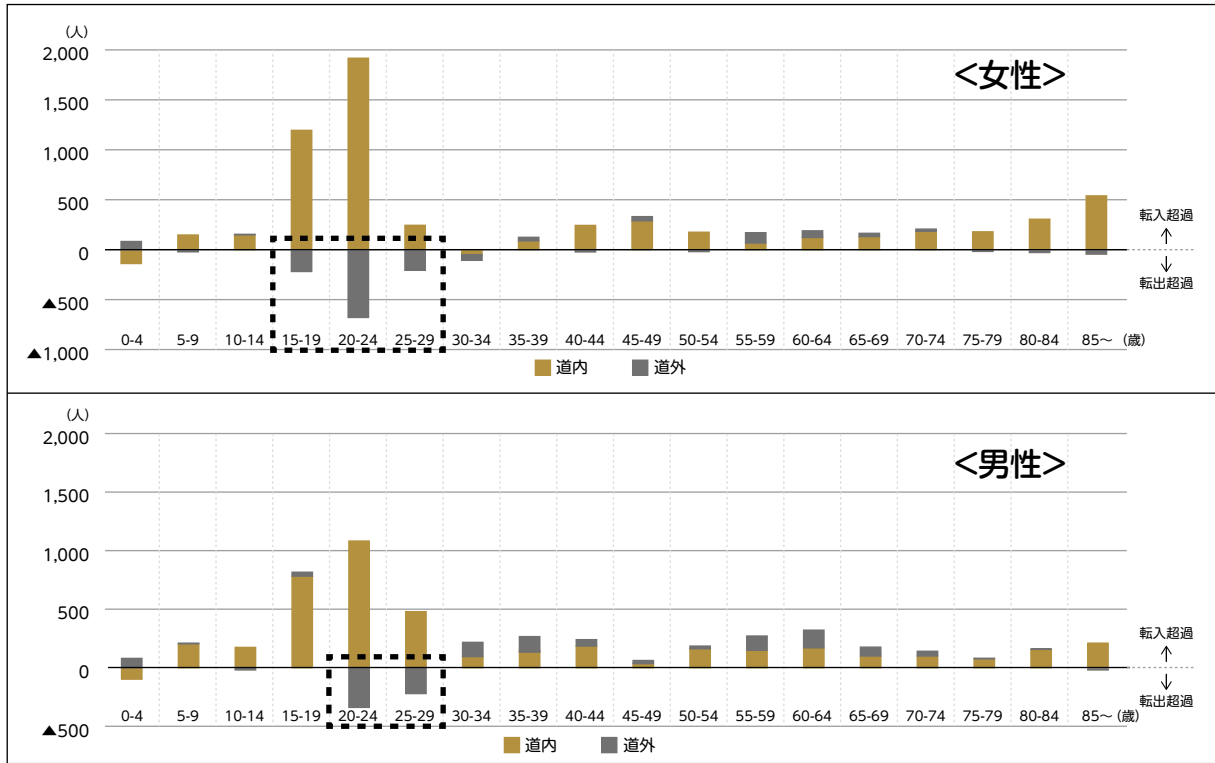
【図D】 こうしたことから、今後、孤立や不安を抱える世帯が急速に増加する可能性に十分注視していかなければなりません。

また、共働き世帯(夫も妻も有業の世帯)と専業主婦世帯(夫が有業で妻が無業の世帯)の割合に目を向けると、全国的な推移と同様に、札幌市においても専業主婦世帯の割合は減少を続け、その一方で、共働き世帯が増加を続けています。



図E「札幌市と全国の共働き世帯と専業主婦世帯の推移」(出典:総務省「国勢調査」)

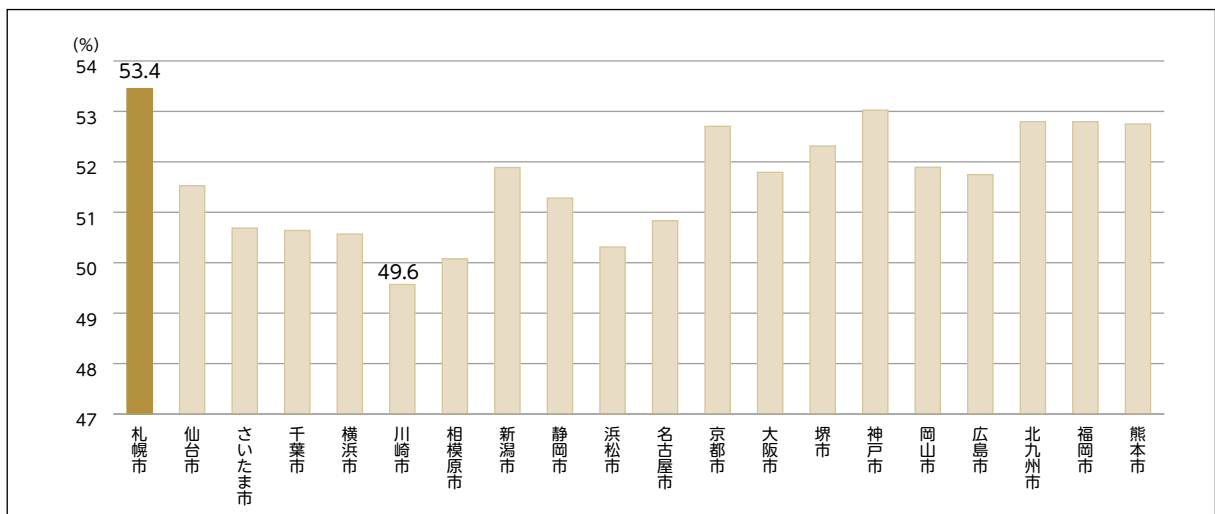
さらに、札幌市においては、道内から若年層が転入する一方、道外との関係では、東京圏への若年層、特に女性の人口流出が顕著であり、今後迎える人口減少局面においては、中小企業等を中心に、人材の確保もより困難になることが予想されます。【図F】



図F「札幌市の男女、道内・道外、年齢(5歳階級)別転入超過数(R3中)」
(出典:住民基本台帳より札幌市作成。日本人のみの数値)

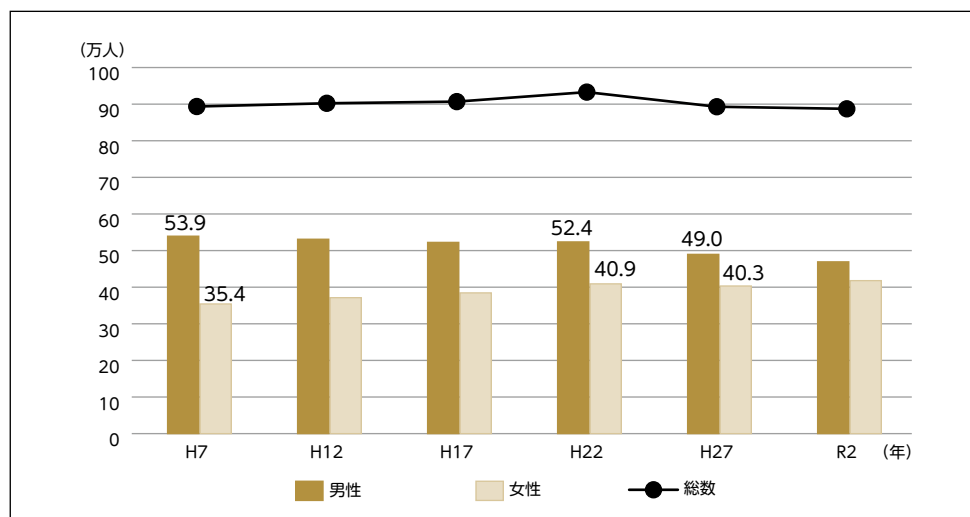
女性の人口比率が高い札幌

札幌市は、人口に占める女性の割合が、他の政令指定都市と比較して最も高いという特徴があります。【図G】



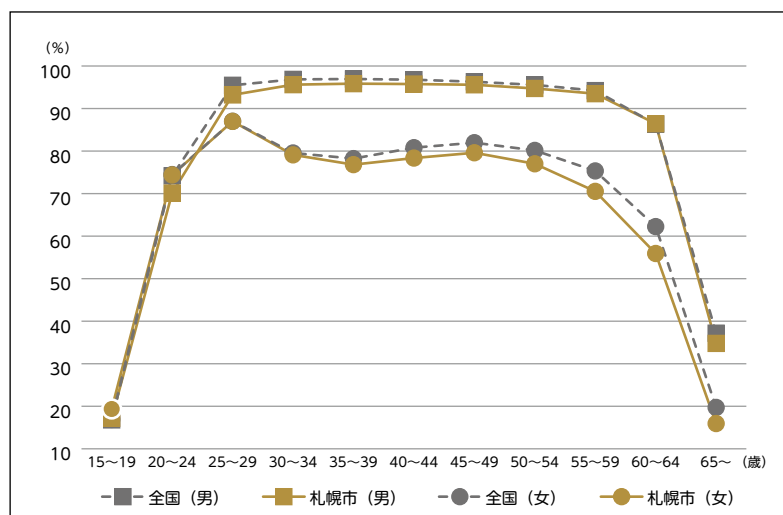
図G「各政令市の人口に占める女性割合」(出典:総務省「R2国勢調査」)

男女別の労働力人口を見てみると、男性は平成7年(1995年)以降減少が続き、平成27年(2015年)には50万人を割っていますが、女性は増加傾向で推移しており、平成22年(2010年)以降は、40万人を超えて推移しています。【図H】



図H「男女別15歳以上労働力人口の推移」(出典:総務省「国勢調査」)

一方、女性の有業率はやや低位にあり、労働力率を男女、年齢別に比べると、25歳以上の年齢階級で女性が男性を下回っており、女性の年齢別労働力率は大きく上昇してきているものの、いまだ「M字カーブ」¹が存在しています。この要因には、「固定的な性別役割分担意識」²を背景に、家事や育児、家族の介護等の家庭生活における責任の多くを女性が担っていることや、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることなどにより、男女の間で法律上の差別はなくとも、実質的には機会の不平等が生じているという問題があると考えられます。【図I】



図I「男女別労働力率(全国・札幌市)」(出典:総務省「R2国勢調査(不詳補完値)」)

- 1 【M字カーブ】女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)を5歳ごとの年齢階級別にグラフで表した場合、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することから、アルファベットの「M」に近い曲線になること。
- 2 【固定的な性別役割分担意識】性別を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

新型コロナウイルス感染症拡大～ポストコロナ時代への対応

令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民の生命や生活、経済、社会、さらには行動・意識・価値観にまで大きな影響を及ぼしています。

例えば、外出自粛や出勤抑制によるテレワークといった在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機であり、男女共同参画社会の実現に向け、ポストコロナ時代においても働き方の一つとして定着していくよう市民の行動変容を促すことが必要です。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国的に男女ともに非正規雇用労働者が大きく減少するなど雇用情勢が悪化し、とりわけ宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業、生活関連サービス・娯楽業等で働く女性の非正規雇用労働者は、大きな影響を受けました³。全事業所に占める第3次産業の事業所割合が全国(82.0%)に比べて、87.0%と高い札幌市⁴でも同様に、女性の非正規雇用労働者⁵に深刻な影響を与えました。また、生活不安・ストレスからくる配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されているほか、子育てや介護等の男女間の不均衡が解消されず、女性への更なる負担増も懸念されるなど、女性と男性を比較すると、女性に対する社会的・経済的影響が強く現れています。

新型コロナウイルスという、これまで経験したことのない災害級の事象に危機感を持ちながら、今後新たに発生する可能性のある災害に備え、平時のみならず、非常時や緊急時においても男女共同参画の視点を踏まえた環境整備を図る必要があります。

(2) 国際社会及び日本の状況

国際社会の状況

国際社会においては、国連が、昭和50年(1975年)を女性の地位向上を目指す年「国際婦人年」と宣言して以降、男女平等の推進、経済・社会・文化への女性の参加などを目指し様々な取組が行われてきました。

平成2年(1990年)には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論(ナイロビ将来戦略勧告)」が国連経済社会理事会において採択されました。これにより、平成7年(1995年)までに指導的な地位における女性の割合を30%とする国際的な目標が掲げられました。

³ 感染拡大期の令和2年においては、令和元年に比べ、男女ともに非正規雇用労働者は大きく減少し、産業別では、宿泊業・飲食サービス業等で女性の非正規雇用労働者が大きく減少した。(出典:厚生労働省「令和3年版労働経済白書」第1-(5)-59図、第1-(5)-60図)

⁴ 出典:総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査(速報集計)」

⁵ 札幌市における非正規雇用労働者は、女性は約228,000人(女性の全雇用者:約429,000人)、男性は約91,000人(男性の全雇用者:約443,000人)となっている。(出典:総務省「令和2年国勢調査(不詳補完値)」)

平成5年(1993年)の国連世界人権会議において「女性の権利は人権である」ことが確認されるとともに、同年の国連総会で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」では、「女性に対する暴力」は重大な人権侵害であると位置付けられました。

平成7年(1995年)の北京での第4回世界女性会議では、「女性のエンパワメント」⁶をキーワードに「ナイロビ将来戦略」の評価と見直しを行い、21世紀に向けての指針となる「北京行動綱領」が採択されました。この行動綱領は「女性と健康」「女性に対する暴力」「女性の人権」「女性のメディア」など12の重大問題領域において各国政府が取り組むべき行動が示されています。

平成12年(2000年)には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、北京行動綱領の実施状況を評価・検討し、今後に向けた取組として「政治宣言」と「成果文書」が採択されました。注目すべき点として、DVに対する法律の制定や適切な仕組みの強化、女性や少女に対する暴力に関する啓発活動の実施、男性や少年が持っている固定的な性別役割分担意識の解消のための教育プログラムなどが挙げられるなど、以降、女子差別撤廃委員会や国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組が国際的に進められてきました。

平成23年(2011年)には、女性・女児に対する差別の撤廃、女性のエンパワメント、「ジェンダー平等」⁷の達成を目的とした国際的な機関として、国連女性機関(UN Women)が設立され、ジェンダー分野における加盟国の支援や取組促進など、世界全域における活動を推進していくことになりました。

平成27年(2015年)には、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択され、その中の「持続可能な開発目標(SDGs⁸)」(「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指し設定された、17のゴールと169のターゲット)において、令和12年(2030年)までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられました。

近年では、G7やG20を始め、様々な国際会議や多国間協議においても意思決定への女性の参画拡大が重要課題として取り上げられており、様々な形の国際合意を通じて、諸外国においても女性の参画拡大に向けた取組が加速されています。各国における男女間の格差を測る国際的な指数の一つである「ジェンダー・ギャップ指数」⁹から見ると、日本は「教育」と「健康」分

6 【エンパワメント】自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

7 【ジェンダー平等】性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくこと。

8 【SDGs(エス・ディー・ジーズ)】Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。

9 【ジェンダー・ギャップ指数】各国における男女格差(男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値))を示す指標。世界経済フォーラム(WEF)が毎年公表しているもので、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成される。

野は完全平等¹⁰に近い一方で、特に「経済」と「政治」分野における順位が低くなっており、諸外国に比べ女性の参画が大きく遅れているといえます。

日本の状況

国においては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」(1972年施行)の改正や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」(1992年施行)の改正、「次世代育成支援対策推進法(次世代法)」(2003年施行)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」(2015年施行)などにより、女性が社会で活躍するための法的整備が進められてきたものの、日本の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野を始め非常に遅れたものとなっています。

令和2年(2020年)12月に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画は、SDGsの実現に向けた世界の潮流を踏まえ、これからの男女共同参画に係る課題を、社会全体にとっては、「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」であり、個人にとっては、「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」であるとし、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていくとともに、誰一人取り残されることのない男女共同参画社会の形成の促進を図っています。

また、令和4年(2022年)5月には生活困窮やDV、性暴力被害、家庭関係破綻など女性をめぐる問題が多様化するとともに複合化し、複雑化していることを踏まえ、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」(2024年施行予定)が成立しました。この法律では、女性の福祉・人権の尊重や擁護・男女平等が基本理念として謳われており、今後は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により、日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性への支援強化を図っていく必要があります。

加えて、令和4年(2022年)6月には、AV出演による被害の防止・被害者の救済を目的とした「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(AV出演被害防止・救済法)」が成立・施行され、性別や年齢にかかわらず、出演者の個人の人格の尊重、心身の健康及び私生活の平穩その他の利益の保護などが明記されました。

¹⁰【完全平等】ジェンダー・ギャップ指数における各分野のスコアにおいて、男女間の格差がない状態のこと(1が完全平等、0が完全不平等)。「ジェンダー・ギャップ指数2022」における日本の分野別のスコアは、教育は1.000、健康は0.973、経済は0.564、政治は0.061となっている。

3 第4次男女共同参画さっぽろプランの取組状況

第4次男女共同参画さっぽろプラン(平成30年度(2018年度)～令和4年度(2022年度))の数値目標の達成状況について、直近値と比較すると、活動指標は、目標値を上回る又は目標値どおりの項目が多いものの、成果指標は、達成が難しい又は目標値を下回る項目が多い状況です。

その背景としては、家事や育児、家族の介護等の家庭責任の多くを女性が担っていること、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることや固定的な性別役割分担意識が根強いことに加え、新型コロナウイルス感染症によって生じた様々な困難がマイナスに作用したことなどが考えられます。

【数値目標について】

活動指標:「いつまでに、何を、どこまでするか」という数値

成果指標:「取組を行った結果」を示す指標として、目指すべき数値

(1) 基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

項目		策定時数値	直近値	目標値	
活動指標	1	審議会等の委員改選に関する個別働きかけ実施率	—	100% (R3)	100% (R4)
	2	市職員係長昇任試験受験率(女性)	29.6% (H29)	27.8% (R3)	35%以上 (R4)
	3	固定的性別役割分担意識解消に関する啓発事業の参加者数(DV関連を除く)	31,564人 (H28)	127,796人 (H30～R3)	160,000人 (H30～R4)
成果指標	4	札幌市の審議会等における女性委員の登用率	34.0% (H28)	34.0% (R4.6.30)	40% (R4)
	5	札幌市職員の女性管理職割合	13.6% (H29)	16.5% (R4.4.1)	18% (R5.4.1)
	6	男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に賛成の人の割合	42.4% (H28市調査)	31.0% (R3市調査)	30%以下 (R3市調査)

審議会の委員改選に関する個別働きかけは、目標値どおり推移していますが、女性委員の登用率は計画策定時と比較して横ばいとなっています。男女共同参画を強力に進めていくためにも、札幌市職員の女性管理職割合も含め、誰もが働きやすい環境整備を進めていく必要があります。

(2) 基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進

項目		策定時数値	直近値	目標値	
活動指標	7	ワーク・ライフ・バランスplus企業認証取得企業数	—	764社 (R4.3.31)	500社 (R4)
	8	認可保育所等定員数	28,325人 (H29)	35,610人 (R4.4.1)	37,739人 (R5.4.1)
	9	働き方に関する啓発事業参加者数	3,743人 (H28)	20,216人 (H30～R3)	20,000人 (H30～R4)
成果指標	10	男性も育児休業・介護休業を積極的に取るべきであると考える人の割合	19.5% (H28市調査)	26.9% (R3市調査)	30% (R3市調査)
	11	管理的職業従事者における女性割合	16.6% (H27国勢調査)	15.3% (R2国勢調査)	25% (R2国勢調査)
	12	待機児童数	7人 (H29)	0人 (R4.4.1)	0人(R2) ※以降継続
	13	職場で男女平等と考える人の割合	17.5% (H28市調査)	19.7% (R3市調査)	50% (R3市調査)
	14	15～64歳までの女性労働力率(平均)	市:64.7% 国:67.3% (H27国勢調査)	市:71.5% 国:73.2% (R2国勢調査)	全国平均以上 (R2国勢調査)

ワーク・ライフ・バランスplus企業認証取得企業数は、目標値を2年度前倒しで達成し、企業における取組が着実に進んでいます。一方、職場において男女平等と考える人の割合は、依然として低く、育児休業・介護休業等の制度の充実と合わせて、それぞれの職場において制度を利用しやすい職場環境の醸成に向けて取り組んでいく必要があります。

(3) 基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

項目		策定時数値	直近値	目標値	
活動指標	15	性と健康に関する啓発事業参加者数	20,200人 (H28)	53,703人 (H30～R3)	100,000人 (H30～R4)
	16	性的マイノリティに関する啓発事業参加者数	—	36,443人 (H30～R3)	30,000人 (H30～R4)
成果指標	17	避妊法を正確に知っている人の割合(16～19歳)	34.6% (H24)	46.0% (R4)	40% (R4)
	18	「性的マイノリティ」の言葉の認知度(内容を知っている、見聞きしたことがある)	56.6% (H28市調査)	75.1% (R3市調査)	65% (R3市調査)

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、性と健康に関する啓発事業の参加者数については目標値を下回っている状況ですが、引き続き、若年層に女性の健康の保持・増進の意識を持って

もらうための取組を進めていきます。また、性的マイノリティに関する取組については、いずれも目標値を達成し、今後も社会全体での理解促進を図っていきます。

(4) 基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

項目		策定時数値	直近値	目標値	
活動指標	19	DV未然防止講座の参加者数 (H28)	3,790人 (H28)	23,329人 (H30～R3)	20,000人 (H30～R4)
	20	パンフレット・リーフレット等 配布数	10,713部 (H28)	47,479部 (H30～R3)	52,500部 (H30～R4)
成果指標	21	札幌市配偶者暴力相談センター の認知度	38.5% (H28市調査)	41.8% (R3市調査)	50% (R3市調査)
	22	DVを経験したときに 相談しなかった割合	30.1% (H28市調査)	37.0% (R3市調査)	20% (R3市調査)
	23	身体的暴力以外の行為を暴力 として認識する人の割合	61.1% (H28市調査)	67.6% (R3市調査)	65% (R3市調査)

活動指標については、新型コロナウイルス感染症の影響がある中においてもデートDV講座を中心に若年層への啓発を行ったことにより、目標は概ね達成しました。一方、成果指標については、相談窓口の認知度は微増にとどまり、また、DVを受けた際に相談しなかった割合が前回調査より上昇するなど、引き続き、相談にしっかりつながるよう関係部局や民間団体等と連携した啓発や取組を進めていきます。

(5) 基本目標Ⅴ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

項目		策定時数値	直近値	目標値	
活動指標	24	男女共同参画センターの 利用者数(年間)	357,687人 (H28)	149,690人 (R3)	対前年比増 (毎年)
成果指標	25	男女共同参画センターの 認知度(知っている)	20.4% (H28市調査)	20.3% (R3市調査)	50% (R3市調査)

新型コロナウイルス感染症の拡大による施設休館や貸室等利用制限による影響を受け、利用者数について目標を達成することができませんでしたが、オンラインによる講座の開催に切り替えるなど、状況に応じた教育・学習の実施を行いました。引き続き、男女共同参画センターの認知度が高まるよう効果的な啓発や支援を行っていきます。